

多様な働き方 実践企業 **認定** **制度**



埼玉県では仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方を実践することで、男女がともにいきいき働き続けられる環境づくりを行っている企業等を認定しています。認定についてぜひ御検討ください。

認定のメリット

求人面でのPRや
イメージアップに
つながります

補助金・研修などの
役立つ情報を
メールでお届けします

県制度融資
「事業資金・働き方
改革企業優遇貸付」
を利用できます

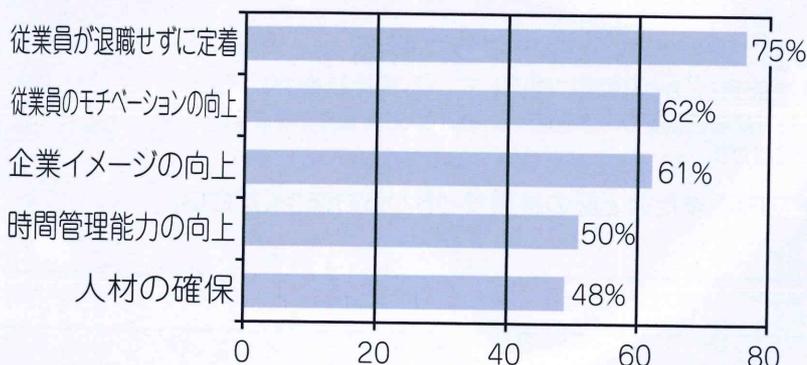
埼玉西武ライオンズ
観戦招待券を
お配りします

県建設工事の
入札参加資格の
申請時に加点
を受けられます

認定証、楯、
シンボルマーク
ステッカーを
差し上げます

認定の効果

「多様な働き方実践企業」に取組の効果を伺いました



詳しくは、裏面をご覧ください!

FAX送信先 048-830-4821

「多様な働き方実践企業」認定及び評価に関するチェックリスト

以下の6つの認定基準のうち、2つ以上該当すれば、認定される可能性があります。

男性の育休取得の実績があると、認定区分に「+（プラス）」を表示する「評価制度」もあります。

県職員が訪問し、詳細を説明の上、その場で申請書作成をお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

【多様な働き方実践企業】検索サイトからもチェックリストを提出できます <http://www.ecity.ne.jp/tayou/>

該当項目に

認定基準1 次の制度等を利用する女性社員がいる。

【以下の2項目以上の制度を導入し、うち1項目以上の実績がある】【過去3年度】

・育児・介護休業法で定める短時間勤務制度 ※1… 制度あり 実績あり

・育児・介護休業法で定める所定外労働の制限(残業の免除) ※2… 制度あり 実績あり

※1 育児(3歳未満)や介護を行うため従業員が請求する場合は、短時間勤務(原則として1日6時間)の措置を講じなければならない

※2 育児(3歳未満)や介護を行うため従業員が請求する場合は、所定労働時間を超えて労働させることができない

・フレックスタイム 制度あり 実績あり

・就業時刻の繰上げ、繰下げ 制度あり 実績あり

・託児環境の整備(企業内保育所等) 施設あり 実績あり

・正社員としての再雇用制度 制度あり 実績あり

・パートから正社員への転換制度 制度あり 実績あり

認定基準2 育児・介護休業法の定めを上回る短時間勤務制度等の利用者がある(いた)。【過去3年度】

※ 育児の場合は子が3歳になるまで1日6時間、介護の場合は利用開始から3年間で2回以上で1日6時間。

認定基準3 出産して仕事に復帰後1年以上継続して働いている方がいる(いた)。【過去5年度】

※ 出産した女性社員がいない場合 [介護休業して仕事に復帰後1年以上働いている方がいる(いた)。]

認定基準4 管理職(役員を含む)のうち、女性が10%以上いる。

認定基準5 男性社員の子育て支援等を導入している。【2項目以上】

ノー残業デーや残業の縮減

時間単位(半日単位を除く)の有給休暇

子育て中の方への配置転換への配慮

妻の出産時の休暇

法を上回る子の看護休暇や介護休暇(日数が多いや有給、時間単位で取得できるなど)

認定基準6 企業として、多様な働き方への取組姿勢を明確にしている。【1項目以上】

多様な働き方の推進についてHP・求人票の掲載や社内への掲示など内外に発信されている

経営方針等で多様な働き方の推進に取り組むことを宣言している

埼玉県の「輝く女性応援団」に登録している*

国の認定を受けている(くるみん取得など)

* 「輝く女性応援団」は【埼玉版ウーマノミクスサイト】(検索)から登録できます

評価基準 「男性の働き方の見直し」に取り組む企業をプラス評価

過去5か年度以内に、連続5日以上の子育て休業を取得し、かつ原職に復帰している男性社員がいる。

※ 育児のための連続5日休暇(法定・法定外でも可)、短時間勤務制度の利用を育休取得に代えて評価もできます。

※ 認定を受けている企業は、プラス評価のみの申請も可能です。

◆認定制度に関心のある企業様はチェックリストをFAXまたは上記の検索サイトからお送りください。

県職員が訪問し説明させていただきます。

貴社名		
所在地		
御担当者名	所属・職位	お名前
T E L		

御協力ありがとうございました。